

葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会設置要綱

令和 5 年 5 月 31 日
5 葛 福 く 第 16 号
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、区民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の推進に向けた検討を行うため、葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を検討及び協議する。

- (1) 包括的な支援体制の整備の推進に関する事項
- (2) 重層的支援体制整備事業の推進に関する事項
- (3) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、包括的な支援体制の整備の推進等に関し、委員長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験者、別表 1 に掲げる関係機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）に属する者並びに別表 2 に掲げる職にある者から葛飾区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開する。ただし、委員長が、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると認めた場合は非公開とすることができる。

(庁内検討会)

第8条 委員長は、委員会の効率的な運営を図るため、関係各課による庁内検討会を設置することができる。

(分科会)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部くらしのまると相談課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	関係機関等の名称
児童・福祉	葛飾区社会福祉協議会
	葛飾区介護サービス事業者協議会
	葛飾区手をつなぐ親の会
	葛飾区高齢者クラブ連合会
	かつしか子育てネットワーク
保健医療	葛飾区医師会
	葛飾区歯科医師会
	葛飾区薬剤師会
教育・青少年	葛飾区立小学校長会
	葛飾区立中学校長会
	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会
	葛飾区青少年委員会
関係施設・団体	葛飾区民生委員児童委員協議会
	葛飾区自治町会連合会
	ボランティア団体

別表 2 (第 3 条関係)

政策経営部長
地域振興部長
福祉部長
健康部長
子育て支援部長
児童相談所開設準備担当部長
都市整備部長
教育次長